

The Public Assembly of the City in the Roman Empire (1)

ローマ帝政前期における都市民会と民衆に関する一考察(1)

新保 良明

ローマ帝政前期における都市民会と民衆に関する 一考察(1)

人文・社会科学系 人文・社会科学教育部門 新保 良明

はじめに

W. Jongman によれば、帝政前期のローマ帝国は地中海を内海としつつ、総面積 350 万平方キロ、総人口 5000 万という威容を誇った¹。ところが、帝国を統べる官僚は拙著で明らかにしたように、300 名に満たなかったのである²。ならば、巨大帝国が少数の官僚により統治されえたのは何故か。その答えは帝国政府が各都市に大幅な自治を与え、基本的にトラブル解決は各都市の裁量に委ねた点に求められよう。従って、帝政前期のローマ帝国は強固な官僚制に裏打ちされた中央集権国家ではなかったということになる。とはいえ、帝国政府は自治の付与と引き換えに、次なる二つの業務を都市に担わせた。即ち、帝国に対する税の徴収・納付、そして治安の維持であった。これらは都市のみならず、当該都市の周囲に点在し、都市の管理下に置かれる複数の村落 vicus に対しても及んだ(所謂「都市領域」)。かくして、現代的制度に照らせば、帝国政府は各市に税務署や警察署を少なくとも設置する必要がなかったわけである。裁判に関しても、都市内で処理されるのが通常であるため、帝国政府が各地に国家の裁判所を設けることはなかった。但し、訴訟当事者が都市政務官による裁きに係争を委ねたくなければ、上級審として属州総督による巡回裁判に訴えることも可能であった。つまり、ローマ帝国は農村をも支配下に置く各地の都市を帝国行政の細胞として利用することにより、共和政期同様に、小規模な行政システムを構築したのであった³。

しかしながら、素朴な疑問が生じる。というのも、帝国東部は周知の如く、ギリシアや小アジアを中心としつつ、ローマの支配下に入るはるか前から、ポリスに代表される都市文明を築いてきた。例えば、1 世紀のユダヤ人

史家ヨセフスのみならず、2世紀のソフィスト、ピロストラトゥスも現在のトルコの小アジア半島（アナトリア）西端に位置する属州アジアだけで都市は500を数えたとまで証言している⁴。一方、西部に関しては、都市化が遅れたことが確認される。タキトゥスは60年に属州ブリタニアで生じた反乱を記述する中で、こう伝えている。「この地方の人は、てんでに散らばって住み、粗野な生活を営んでいるためすぐ手軽に戦争を起こす気持ちになる。こうした民族を快適な生活を通じて、平和と憩いになじませようと、あるいは個人的に説得しあるいは公的に援助したりして hortari privatim, adiuuare publice、神殿や市場や家を建てさせた *templa fora domos extuerent*。（中略）こんな風にしてローマの服装すらも尊重されるようになり市民服が流行した。そして次第に横道にそれだし悪徳へと人を誘うもの、たとえば逍遙柱廊、浴場、優雅な饗宴 *porticus et balinea et conviviorum elegantiam* に耽った」⁵。即ち、ローマ主導により、属州民の定住化が促され、都市の建設、柱廊や浴場などローマ風のインフラが用意されていったが、これは墮落への道を用意してしまったという流れが示されている。何れにせよ、未だ都市化されていない地域に対しては、ローマ主導で都市が建設されたというプロセスが確認される。さらに、タキトゥス（*Ann.*11.19）は1世紀中葉、低地ゲルマニア総督 Cn. Domitius Corbulo がフリシイ族を定住させるに際して、彼らに「参事会、政務官、諸法を課した *senatum, magistratus, leges inposuit*」と記している。

ところで、古典古代における都市の自治を支えた基本的枠組みが任期1年の「政務官」、都市名望家から成る「参事会（評議会）」、成年男性市民が集う「民会」の三つにあったことは言を俟たない。しかしながら、我々はローマ帝国の各地の差異を無視して、例外なく諸都市を一律に捉えてしまっているのであろうか。帝政期の都市に関する研究史を繙けば、政務官と参事会に関して帝国西部と東部を比較した論攷は認められない。帝政前期の都市に関する研究書として、J. Marquardt、W. Liebenam、F. F. Abbott & A. C. Johnson、W. Langhammer など⁶を即座に挙げるのであろうが、これらは何れも帝国全土を対象としたものであった。確かに、政務官の名称や参事会員数の違いは都市ごとであったにせよ、制度や機能に関して東西の差異は認められてこなかったと言えよう。

では、民会について東西の相違はあったのであろうか。管見の限り、これに着眼した研究は A. Lewin『ローマ帝国の都市における民会と政治闘争』に留まると思われる。そして本書は以下3点を強調した。第一に、帝政期に政務官選挙の立候補者不足、参事会入会忌避という現象が東西を問わず、認められ、その理由は政務官就任時の寄付の公約履行の強制、官職法定金の支出など出費の負担増に帰せられる。第二に、立候補者が政務官数を下回った場合の政務官選出規定（後述）をスペインのマラカ市法の条文が既に用意している点に鑑みて、西部の選挙民会は衰退した。第三に東部の選挙民会は依然として機能し続けた⁷。ここで注視すべきは Lewin の考察が専ら政務官選挙を巡る民会の動向に限られている点にある。尚、彼は特定の名望家への名誉付与などに関して「民衆の要求 *postulatio populi*」と形容される動きがあることに触れ、それが参事会決議を促した現象を指摘するものの、残念ながら本格的検討はなされていない。しかも、当該現象は F. Jacques の研究⁸ にすべて負っている。ならば、この研究は包括的かと言えば、疑問の余地は多々残る。そこで、小稿は西部に幅広く認められる当該事象を俎上に載せ、その意味を問うてみたい。これは、帝国西部において民衆による自治への関与が民会を通じてなのか、それとも制度外の示威行動を通じてなのかという点を明らかにすることにつながろう。

以下では、帝国規模での都市の有り様を概観するところからスタートしたい。

第1節 帝政前期の都市の諸相

本節の課題を最初に明確にしておこう。まずは、そもそもローマ帝政前期の人びとが都市に如何なるイメージを抱いていたのかに着目し、その因子を各種インフラ設備に求めてみたい。次に、ローマ帝国には幾つの都市があったのかという基本情報を確認してみよう。この2点についてはもちろん、東部と西部に温度差が認められるのかという分析姿勢を大切にすべきであることは言うまでもない。東部に関しては、2世紀後半のパウサニアス『ギリシア案内記』の一節が参考になる。それによれば、属州マケドニアのパノペウス市を巡り、彼は「公官庁の建物も、体育所も、劇場、それに広場さえも

たず、水を引き入れた泉場もない」と指摘し、このような状態でも都市なのだ」と揶揄する⁹。逆に言えば、彼はこれらの設備こそ都市と呼ばれるにふさわしい必要十分条件とみなしていたことになる。さらに、2世紀中葉に活躍したギリシア人の弁論家アエリウス・アリスティデス『ローマ頌詞』は都市の存立要件として、「体育場、噴水、モニュメント、神殿、作業場、学校」を挙げている。そして同時期に活躍したラテン語作家アプレイウスの変身譚はギリシア北部、テッサリアのヒュパタ市の優れた設備として神殿と公共浴場などを例示している¹⁰。

一方、西部に関して、ローマ元老院議員のギリシア人史家ディオ・カシウスは9年に生じたゲルマニアの反乱とトイトブルクの戦いでの将軍P. Quinctilius Varusの戦死に先立ち、ローマ軍が現地に駐屯し、複数の都市が建設されたばかりでなく、属州民もローマ風の生活や市場、民会に集うことに慣れていったと記している。この歴史的敗戦の同時代人ウレレイウス・パテルクルスも現地におけるフォルムの存在を証言している¹¹。先述のタキトゥスは「神殿や市場や… 逍遙柱廊、浴場」を、属州都市の指標であるかの如く取り上げた。そしてウェルギリウス『アエネイス』はローマ建国に連なる叙事詩であるが、執筆は初代皇帝アウグストゥス時代のことであり、本作は当時の状況を投影していると考えられる。その証拠に、はるか昔のカルタゴ市を巡って、市壁、市門、舗道、劇場に言及しているのである¹²。のみならず、カルタゴ出身の護教家テルトゥリアヌスは2世紀末に著した『護教論』の中でキリスト教徒も「あなた方の広場や市場や浴場や小料理店や、商店や、はたご屋や、九日毎の市、その他取り引きの場所に行かないわけではない。なぜなら、われわれもあなた方と一緒にこの世で暮らしているのだから」と述べている¹³。これらの史料から、帝政ローマにおいて東西の都市景観に根本的違いを求めることはできないと言わねばなるまい。S. Mitchellが断じた如く、帝政下の都市には、ギリシア、ローマを問わず、市壁、門、塔、神殿、参事会議場、バシリカ、体育場、劇場、図書館、水道施設などが設けられ、かような存在が当然視されていた¹⁴。つまり、帝国規模でのインフラの標準化が生じていたわけである。

かかる状況を踏まえて、次なる根源的な問いに進もう。即ち、一体、帝政前期には如何ほどの都市が存在したのか。例えば、1世紀後半の大プリニウ

ス『博物誌』はイベリア半島南端の属州バエティカ、同じく東部の属州ヒスパニア・キテリオルの都市数をそれぞれ175、189と証言する¹⁵一方で、先述のヨセフス、ピロストラトゥスは何れも属州アジアの都市数を500としている。だが、この500という数値は当該属州の枕詞の如く誇張して用いられた感は否めない。さらに、各都市の歴史的興廃過程もありうるので、結局のところ、都市の実数を正確に把握するのは不可能と言えよう。かくして、都市数に関し、Jongmanは1000以上と推定し、B. Levickは2000に近かったとした。さらに、M. I. Finleyはローマ化の進展に伴い、帝政期の都市が数千に昇ったと指摘し、K. Hopkinsは1500以上を想定した。これらに対し、M. T. Boatwrightは2000以上の都市の存在を提起しながら、その根拠は異なる時代、地域に関する史料の寄せ集めにすぎないと算定そのものに警鐘を鳴らしている¹⁶。以上の如く、都市の実数を確認することは容易ではない。

そこで、別の角度から都市の違いに切り込んでみたい。それは帝国の東西比較である。Hopkinsは東部属州で900、北アフリカ、イベリア、イタリアで各300、つまり東西の都市数を同程度と提起した。のみならず、W. Scheidelは東部に900、イタリアに500、北アフリカを含む西部に数百、計2000を唱えている¹⁷。とはいえ、この分析に進む前に、少なくとも小稿において明らかにしておかねばならないことがある。古代ローマ史において「帝国西部」「帝国東部」はよく使われる表現であるが、これまで厳密な定義はなされてきたのであろうか。前者はラテン語圏で、後者はギリシア語圏とイメージされ、このラテン語圏はイタリア以西、つまり、イタリア、ガリア、ヒスパニア、ゲルマニア、ブリタニアなどに加え、エジプトを除く北アフリカを含んだと言えよう。これに対して、ギリシア語圏はギリシア、アナトリア、地中海東岸地方(レヴァント)、エジプトに及んだ。ならば、モエシアやパンノニアなどドナウ川周辺のイリュリア諸属州は東西のどちらに含まれるのか。この点に関し、古代ローマ史の泰斗A. H. M. Jonesは『東部ローマ属州の諸都市』においてギリシアの北方に位置するトラキアを帝国東部の北限としているので、イリュリアを西部とみなしたことになる¹⁸。これと呼応する如く、A. Kingらは『3世紀における西部ローマ』の中でイリュリアを取り上げている¹⁹。かくて、当該地域は西部に帰属すると判断されかねないのであるが、帝政前期を取り上げる小稿がイリュリアを西部に含めることには

やはり違和感を禁じえない。というのも R. Laurence らによる『西部ローマにおける都市』にはイリュリア諸属州が全く登場していないからである²⁰。そこで、差し当たりイリュリアを東部にも西部にも属さない第3の地域として扱うことにしたい。

以上を踏まえ、帝国の東西比較に向かおう。まずは、浴場に注目したい。既述の如く、キリスト教徒のテルトゥリアヌスにしろ、エウセビオスにしろ、浴場をローマ化の指標とみなしているからである。そこで、I. Nielsen 『テルマエとバルネア』を取り上げたい²¹。これは大規模な公共浴場 *thermae* と小規模な私設浴場 *balnea* の遺構を帝国規模で列挙し、それらの場所、用途、設立年代を明らかにした労作である。もちろん、本書が古代に存在した全浴場を網羅したとは考えられえないにせよ、それでも遺構数は387に上る。しかしながら、皇帝のヴィッラや軍隊駐屯地の浴場も含まれているため、これらを排除し、都市の浴場とみなされる遺構のみを抽出してみたい。さらに、ポンペイには複数の浴場が認められるが、都市数としては1つでカウントすべきであろう。浴場の存在そのものが都市のそれを示すと考えてみたいからである。かくして、修正を施した結果が表1である。これを見る限り、イタリアと西部の都市数は東部のその1.5倍になる。とはいえ、ローマでは熱浴がアウグストゥス下の水道建設を機に定着し、かかる入浴スタイルが帝国各地に急速に伝播していった反面、ギリシア世界では元来、沐浴が主流であった事実を踏まえておきたい²²。

ならば、都市数に関する東西比較は果たして可能なのか。ここで、参照すべきは J. W. Hanson である²³。彼はストラボン『地理誌』、大プリニウス『博物誌』、プトレマイオス『地理学』に登場する地名を数値化してくれた。これを基に、地域ごとにまとめてみたものが表2～4である。そして西部属州（以下、西）と東部属州（以下、東）に注目すれば、表2は東が西の3倍強を数えることを、表3は東の数値が西の2倍弱であることを、表4は東と西に差がないことを教える。かくの如き変化は東西属州の格差消滅過程を証言するのではなかろうか。というのも表2のストラボンはアウグストゥス帝期に活躍し、表3の大プリニウスは23年頃の生まれで、79年のヴェスヴィオ噴火により落命しており、表4のプトレマイオスは2世紀中葉の人であったからである。かかる年代分布に照らせば、前1世紀以降、ローマによる征

服・属州化と並行して西部で都市建設が相次いだ結果、2世紀中葉には西部の都市数は東部のそれに肉薄したという見取り図を描くことが許されるであろう。加えて、表5に現れる都市の増加はかような推移の傍証たりえる。最後に指摘しておきたいのは、Scheidelが提示した都市の分布図である²⁴。2つの地図によれば、都市の集中は属州バエティカ、イタリア、イリュリアのアドリア海沿岸、属州アカエア、属州小アジアに認められる。これらの地図を見る限り、都市の東西格差は顕著でないと言えよう。

以上の研究状況を踏まえ、帝国東部と西部のそれぞれの都市民会に対して、諸史料が如何なる画像を与えるのかを確認する作業に向かいたい。

第2節 帝国東部の都市民会

東部の民会について、従来はJones、D. Magie、D. J. Geaganらが評議会の決定を承認するだけという民会の劣位性を提示し、これが通説とみなされてきた。だが、近年は新たな動向が認められる。つまり、G. M. Rogers、F. Quaß、N. Vujčić、H. Fernouxらが主体性と独自性を有したアクティヴな民会像を改めて提起しているからである²⁵。

ところで、東部の文学史料は西部に比べ、はるかに豊富と言える。帝政期の関連史料を年代順に列挙し、確認してみよう。

①小プリニウス

1世紀後半から2世紀初にかけて活躍した元老院議員プリニウス（大プリニウスの甥にして、養子）は叔父同様、文筆家でもあった。そして、彼は110年頃、黒海に臨む属州ビテュニア＝ポントウスの総督を務めており、その際、トラヤヌス帝に対し以下の事案を報告し、対応の是非を照会している（*Ep.*10.110f.）。つまり、本件はアミソス市の会計監査官 *eccidicus* がプリニウスに対し総督裁判を求めたことに端を発した。原告たる彼によれば、20年前に「評議会と民会が同意して *bule et ecclesia consentiente*」、市当局は *Iulius Piso* なる名望家に4万デナリウス（＝16万セステルティウス）を贈呈したものの、今や彼に同額の返納を要請するに至ったと云う。というのも、トラヤヌス帝が都市から名望家への贈与を禁じる訓令 *mandatum* を発

し、同市の会計監査官はこの訓令を過去に遡及して適用させようとしたからであった。この会計監査官が皇帝の訓令を杓子定規に執行しようとしたのか、同市の財政難に対処しようとして大鉈を振ったのかはわからない。しかしながら、プリニウスはアミソス市を「自由市 *civitas libera*」と明言している (*Ep.*10.92)。この自由市は皇帝や総督の命令に服することを免じられたので、帝国内でも最大級の特権的自治を与えられていたことになる。従って同市はトラヤヌスの訓令を順守する必要はなかった。一方、返還請求に対し、Piso は直ちに反論している。これまで、同市のために多大な寄付行為をしてきたため、全財産を使い果たしてしまっており、贈与金返納を強制されれば、身分（おそらく騎士）まで失ってしまうと悲痛な声を上げている。

ところで、1970年代に P. Veyne はこのような不特定多数の人々を対象とした恵与が古代社会において特有な現象である点に着目し、それを「エヴェルジェティスム *évergétisme*」と命名した²⁶。そして上記の Iulius Piso はさしずめ、この恵与行為に邁進し、これに対してアミソス市は感謝の意を込めて上記の額を彼に与えた。ところが、彼の出費はこの謝金をはるかに凌駕していたために、彼は今さらながらの謝金返納に猛反発したという筋書を我々は読み取ることができる。結局、本件に対し、総督プリニウスは裁きをどうすべきか判断につきかね、やむなく皇帝に裁定を願い出たわけであった。かような照会を受けたトラヤヌス帝は自己の訓令が公金による個人への贈与を禁じた点に触れつつも、過去に相当さかのぼって贈与の無効、取り消しを決するのは不相当と回答し、Piso に関しては訓令の適用不可を明言している。

さて、当該事例において注目すべきは、Piso への謝金を巡り評議会のみならず、民会も同意していたという点である。ここから、我々は評議会決議と民会決議を読み取ることが許されよう。つまり、本件は民会が機能していた事実を証言するのである。

②ディオ・クリュソストムス

プリニウスと同じ頃に活躍した弁論家で、ビテュニア属州のプルサ市の名望家でもある彼は 80 近い『弁論集』を残しているが、そこには民会 *ἐκκλησία* に関する言及が多々認められる。例えば、民会の開催場所²⁷としての劇場に向かった都市政務官は「かなりの時間をかけて」或る問題を討議し

たと云う。そこでは、民衆を前にして演説家が熱弁を振るい、これに対し民衆が賛同の歓声を送ったり、反対の怒声を送ったりした(Or.7.24-26)。また、彼によれば、タルソス市では「評議会 βουλή」決議の後に民会が開かれたところ、「リネン労働者」と称される下層民の集団が暴徒化し、参事会決議と正反対の民会決議を導いたと云う。ディオは今後、彼らを民会出入り禁止とすべきかどうか自問自答している(Or.34.21ff.)。一方、逆の開催パターンも認められる。即ち、ディオが民会で或る提案をして演説したところ、それは熱狂的に支持された。そこで、彼は同じ趣旨の演説を評議会ですたと云う。彼の提案が民会でも、評議会でも承認されたことは言うまでもない(Or.40.6)。尚、ディオはプルサ市にて11回の演説を行っているが、その内訳は民会に対して9回(Or.40, 42-48,51)、評議会に対して2回(Or.49-50)であった。一方、ディオは民衆の実力行使についても証言している。プルサ市で食糧不足が生じ、穀物価格が急騰したことを受け、民衆はこれに抗議し、緊急対策を政務官に声高に求めたのみならず、ディオの穀物退蔵を疑い、彼の邸宅に投石したばかりか、放火までしようとしたと云う(Or.46.10,14)。

さらに、ディオは民会選挙の苛烈さも証言している。彼曰く、市民には政治結社があり、それが都市に派閥抗争をもたらすが、今回は相応の人物が当選した、と(Or.45.7-9)。逆に、ディオが推していない人物が政務官に就く事態も生じた。そして意に反しアルコン ἄρχωνに当選した人物に対し、彼は新任アルコンの経験不足を指摘したのみならず、彼を選んだ市民の責任を問い、将来的に彼の失政を受けて騒動を起こさぬよう釘を刺している(Or.48.17)。

このように、東部属州では、民会が政務官選挙を行い、かつ民会決議という形で市政に深く関与していたことが看取されるのである。

③ プルタルコス

1世紀半ばから2世紀前半の文人プルタルコスは『対比列伝』をものした有名な歴史家であるが、加えて『モラリア』も残している。後者は倫理について述べるのみならず、宗教や政治など多面的なテーマを取り上げており、現代風に言えば、エッセー集の体裁を成している。中でも、「政治家になる

ための教訓集」と題された論考に注目したい。これはギリシア世界で政治家として生きていくための処方箋をまとめたものであり、それゆえプルタルコスは当時のギリシア社会の政治的諸相をここに集約したと考えてよからう。というのも、彼は過去の事例を取り上げる場合、共和政末期のグラックス兄弟の弟「ガイウス・グラックス」やアレクサンドロス大王の母「ピリッポスのオリュンピアス」の名をあえて明示し、そのエピソードを披露する一方で、自分と同時代の事柄については具体的例示を避けているからである。同時代の人名や事件の具体的表記はさすがに支障があったに違いない。

では、プルタルコスは上記「教訓集」の中で、民会を巡り何を証言してくれるのか。以下の記述に注目したい。「アテナイの民衆は怒りに駆られやすく、またいともあっさりほろりと同情したり、そうかと思うとゆるゆると教えられるがままになっているよりも、手っ取り早く疑ってかかりたがるものだ。かれらは同じ市民のことなら無名の、卑賤の出の人たちに力を貸すべくぐすね引いて待っているのと同じ調子で、演説のことなら愉快で面白いのを好みかつ尊重する。また、自分たちを褒めちぎる人々をことのほか喜びながら、からかう連中にはいっこうに気を悪くしたりしないのだ。かれらは自分たちの役職者さえも慄えあがらせてしまうのに、敵をも親切に扱う」²⁸。プルタルコスはここでアテネ市民の民意の流動性を証言しているのであるが、文中の「演説」を民会の中でのそれと捉えることは①②の記述内容に照らして、あながち間違っていないと言えよう。

さらに、彼は次のようにも述べている。「政治家にふさわしいのは、民衆の性格を真似るのではなく、それを理解すること、それが自家薬籠中のものになるべき方法を場合に依じて使いこなすことである。なぜならば、かれらの性格を知らなければ、各地の君主たちの友情においても、自由諸都市の自治においても、同じような的外れと失敗がもたらされるからだ」²⁹。即ち、彼は民意を理解することが重要と強調しているわけである。

プルタルコスの論説は続く。「弁舌の訓練もろくにしない一部の連中の真似などしてはいけない。この連中は大衆に粗野で無趣味な掴まえ方を心掛ける。宴会を提供して椀飯振舞い、胃の腑を掴んで引っぱって行く。財布を掴む時には贈物をしたり、アクロバット・ダンスとか剣闘士の闘いの見世物とかを用意する。こうしてせっせと民衆を導いている、いやむしろ民衆のご機

嫌を伺っているという次第だ」³⁰。彼は明らかに大衆向けの恵与行為演説の有り様を危険視している。とはいえ、この箇所から民会活動の痕跡を得ることはできそうにない。その一方で、プルタルコスが民衆におもねる都市名望家の風潮を愚の骨頂と捉えている点は疑いないと言えよう。だが、恵与行為はそもそも恵与者に現世での名誉を与えるだけでなく、碑文を通じて当該者に死後の名声を確保させるためのものであった。つまり、恵与行為自体はマイナスの文脈で語られえない。ならば、プルタルコスは恵与行為自体を否定するが如き論調を採ったのは何故か。おそらく、ギリシア世界においては、いまだ都市民会が機能しており、ポピュリズム的主張に対して市民が易々と応じてしまう政治情勢があったと考えてみるべきであろう。

④ ディオ・カシウス

2世紀後半から3世紀前半にかけてのギリシア人史家ディオ・カシウスはコンモドゥス帝(位180～192年)の治世下に元老院議員となり、少なくともセプティミウス・セウェルス帝(位193～211年)下までは首都ローマで議員であり続けた人物である。

彼が著した『ローマ史』はすべて残存しているわけではないが、小稿におけるテーマに関しては、重要な部分を残してくれている。即ち、M・アントニウスとクレオパトラの連合軍に対する前31年のアクティウムの海戦に勝利した、カエサルの養子オクタウィアヌスは内乱の最終的勝利者となった。ところが、だからこそ、彼は今後、いかなる政体を採用すべきか、思い悩んだに違いない。つまり、養父カエサルのように「君主政」を目指せば、自らも暗殺される危険性が生じ、その後には再び内乱への道が予見された一方で、君主となることを自らに禁じて「共和政継続」を選択すれば、共和政末期の経験則から、ここでも内乱勃発が予測されえたのであった。このようなシミュレーションは何も現代特有の行為ではなかった。というのもディオは、オクタウィアヌスが前29年に今後採用すべき政体を側近のM・ウィプサニウス・アグリッパ、C・マエケナス両名に諮問し、その回答を得ている場面を連綿と記述しているからである。もちろん、F. Millarが指摘する如く、両名による一連の弁舌はディオの創作記事に他ならない³¹。とはいえ、当該箇所はフィクションであるだけに、ディオ自身の時代観を如実に反映している

と考えることが許されよう。

ディオによれば、オクタウィアヌスに対してアグリッパは「民主政」を提言し、マエケナスは「君主政」を勧めた。ここで両者の論点を整理し、問題点を比較検討する余裕はない。だが、次の点だけ指摘しておきたい。つまり、ディオはマエケナスの口を借りて、都市民会の廃止という驚くべき提言をしているのである。その理由は、民会が騒動の温床である点にあった(52.30.1f.)。この大胆な提案は彼の故郷、ニカエア市の実状を踏まえての抜本的打開策の吐露と考えてよからう。

⑤碑文史料

以下では、碑文に現れる民会を確認してみたい。帝政期のギリシア諸市の布告を踏まえ、民会決議に至る以下の流れが想定されてきた。即ち、【政務官の発議→評議会の審議と承認→民会投票】という過程をたどり、最終的な公示には「評議会と民衆 $\delta\eta\mu\omicron\varsigma$ が決議した」という定型句が現れる³²。ところが、民会は政務官の提案に対し賛成、反対の二択を迫られたにすぎなかったがゆえに、民会固有の重要性は疑問視されてきたと言えよう。例えば、2世紀初のエフェソスにおける騎士身分の C. Vibius Salutaris の恵与行為に対する顕彰を評議会と民会が決議したことを伝える碑文がある。しかし Rogers によると、当市では評議会が劇場の一角で開かれる一方で、民会も同じ劇場で開催されていた。さらに、そもそも評議会は民会に諮らずとも、決議を出すことが可能であった。にもかかわらず、評議会は案件を民会に委ねている。さらに、民会が単独で決議した事例も多々確認される³³。

そして A. Zuiderhoek によれば、37年のキュジコス市の碑文は民会が決議文の作成、提案を、政務官たるアルコンに委ねており、この提案は後に民会で可決されている。のみならず、スミュルナ市では、ハドリアヌス帝期、評議会ではなく、民会が都市出納役を選出したと云う³⁴。さらに、A. Chaniotis によれば、2世紀、アフロディシアス市に多額の寄付をした Attalos なる者に対し同市は顕彰に向かうが、碑文からは民会の主導権が窺われる。また同市の碑文は墓所を巡って、民会決議→評議会決議→属州総督の調整というプロセスを挙げているが、民会決議が最初であった点は民会の主体性を証言しよう³⁵。

次いで、エヴェルジュティスムの様態についても、確認しておこう。都市への恵与を望む者はその旨を「公約 pollicitatio」するのであるが、その際、恵与期間や条件は評議会ではなく、民会で明示された。ディオ・クリュソストムスも列柱郎の寄贈を民会で公言している（Or.40,45,47）。再びZuiderhoekによれば、124年頃の属州リュキアの碑文は、オエノアンダ市の名望家C. Iulius Demosthenesが祭典開催基金を民会に諮り、その提案が民会で可決されたことを伝える³⁶。

201年、低地モエシア属州テュラス市のインムニタスを巡るセウェルス、カラカラ両帝の勅書は同市の民会決議に対する総督の承認に触れており、かかる決議の存在を証言している³⁷。一方、149年頃、エーゲ海の島テラ市では老朽化した建造物の倒壊が危険視されたものの、同市の富裕者は誰もこれに手を差し伸べなかった。そこで、民衆はかような事態に激昂し、非難の声を挙げた。その結果、T. Flavius Kleitosthenesなる者が民会で評議会と民会に対し修復事業を約束するに至った³⁸。本件は民会決議ではないが、民衆からの強い要請が修復への動きを生んだ点は間違いない。

⑥小括

もとより、東部の全都市の史料を網羅、確認することは望めない。しかし東部の民会は帝政前期においても（程度の差こそあれ）機能していたと捉えてよからう。ならば、西部の民会は機能していたのか。試みに『ラテン碑文選集 *Inscriptiones Latinae Selectae*』の索引で民会を意味する *comitia* を見てみると、17例が示されているものの、都市法の条文と選挙関係の碑文がその多くを占めている³⁹。だが、奇妙なことに民会決議を証言する碑文は一切ない。これが実態を正確に投影しているのであれば、西部諸都市の民衆は制度内で独自の意思を明らかにできなかったことになる。

さて、紙幅は尽きたゆえ、ここで一先ず擱筆し、続きは次号ということにしたい。

*小稿は2016年12月18日、京都大学において開催された第15回古代史研究会大会で口頭発表した「ローマ帝政前期における帝国西部の都市民会－東部との比較を通して－」を大幅に加筆修正したものの一部である。

注

- ¹ W. Jongman, Rome, *Brill's New Pauly: Encyclopaedia of the Ancient World*, Vol.12, Leiden 2008, col.685.
- ² 『古代ローマの帝国官僚と行政—小さな政府と都市—』ミネルヴァ書房、2016年、16頁以下。
- ³ 同書、6頁以下；クリストファー・ケリー（藤井崇訳）『ローマ帝国』岩波書店、2010年、52頁以下；ファーガス・ミラー（井上文則訳）「システムとしてのローマ帝国」『史林』83-3、2000年などを参照されたい。
- ⁴ Joseph. *BJ* 2.16.4; Philostr. *VS* 2.1.4.
- ⁵ Tac. *Agr.* 21. 邦訳は國原吉之助訳『ゲルマニア アグリコラ』ちくま学芸文庫、1996年、175頁以下。尚、引用文中のラテン語は筆者が補ったものである。また都市建設に関しては、E・J・オーウェンズ（松原國師訳）『古代ギリシア・ローマの都市』国文社、1992年も参考になる。一方、レーザーレスキャンニングなどテクノロジーを駆使して、都市建設計画を巡る通説に異論を唱えた堀賀貴編『古代ローマ人の都市管理』九州大学出版会、2021年にも注目したい。
- ⁶ J. Marquardt, *Römische Staatsverwaltung*, Darmstadt 1873, Bd.1; W. Liebenam, *Städteverwaltung im römischen Kaiserreiche*, Leipzig 1900; F. F. Abbott & A. C. Johnson, *Municipal Administration in the Roman Empire*, Princeton 1926; W. Langhammer, *Die rechtliche und soziale Stellung der Magistratus municipales und der Decuriones in der Übergangsphase der Städte von sich selbstverwaltenden Gemeinden zu Vollzugsorganen des spätantiken Zwangsstaates*, Wiesbaden 1973, etc.
- ⁷ A. Lewin, *Assemblee popolari e lotta politica nelle città dell'impero romano*, Firenze 1995, Parte I, 2-4.
- ⁸ F. Jacques, *Le privilège de liberté. Politique impériale et autonomie municipale dans les cités de l'Occident romain*, Paris & Roma 1984, p.407ff.
- ⁹ Paus.10.4.1; 邦訳はパウサニアス（馬場恵二訳）『ギリシア案内記』（下）岩波文庫、1992年、184頁。
- ¹⁰ 『ローマ頌詞』については、J. H. Oliver, *The Ruling Power. A Study of the Roman Empire in the Second Century after Christ through the Roman Oration of Aelius Aristides*, Philadelphia 1953, p.906, 990. アプレイウスの変身譚については、Apul. *Met.* 2. 19; アプレイウス（呉茂一訳）『黄金のろば』（上）岩波文庫、1956年、56頁。
- ¹¹ Dio Cass. 56.18.1ff.; Vell.Pat. 2.118.1.
- ¹² Verg. *Aen.* 1.419-29, 441, 446-9, 505-9. cf. J. Edmondson, *Cities and Urban Life in the Western Province of the Roman Empire*, in: D. S. Potter ed., *A Companion to the Roman Empire*, Oxford 2006, p.250f.
- ¹³ Tert. *Apol.* 42.2. 邦訳は鈴木一郎訳『キリスト教教父著作集 14 テルトゥリアヌス 2 護教論（アポロゲティクス）』教文館、1987年、98頁。また帝政後期のキリスト教史家、Euseb. *Hist.eccl.* 5.1.5 は都市の要件として浴場と市場を挙げる。エウセビオス（秦剛平訳）『教会史』（上）講談社学術文庫、2010年、280頁を参照。
- ¹⁴ S. Mitchell, *Anatolia. Land, Men, and Gods in Asia Minor*, Oxford 1993, Vol.I, p.80.
- ¹⁵ Plin. *HN* 3.7, 18.

- ¹⁶ Jongman については註 1 を参照。B. Levick, *Urbanization in the Eastern Empire*, in: J. Wachter ed., *The Roman World*, Vol. 1, London & New York 1987, p.333; M. I. Finley, *The Ancient City: From Fustel de Coulanges to Max Weber and Beyond*, *Comparative Studies in Society and History* 19, 1977, p.305; K. Hopkins, *Economic Growth and Towns in Classical Antiquity*, in: Ph. Abrams & E. A. Wrigley eds., *Towns in Societies. Essays in Economic History and Historical Sociology*, Cambridge 1978, p.70; M. T. Boatwright, *Hadrian and the Cities of the Roman Empire*, Princeton 2000, p.3 & n.3.
- ¹⁷ Hopkins (1978), p.70; W.Scheidel, *Demographic and Economic Development in the Ancient World*, *Journal of Institutional and Theoretical Economics* 160-4, 2004, p.747.
- ¹⁸ A. H. M. Jones, *The Cities of the Eastern Roman Provinces*, Oxford² 1971, p.1ff.
- ¹⁹ A. King and M. Henig eds., *The Roman West in the Third Century. Contributions from Archaeology and History*, Oxford 1981, Part I, p.55ff.
- ²⁰ R. Laurence, S. E. Cleary, G. Sears, *The City in the Roman West c.250BC-c.AD250*, Cambridge 2011.
- ²¹ I. Nielsen, *Thermae et Balnea. The Architecture and Cultural History of Roman Public Baths*, Aarhus 1990, II, p.2-47.
- ²² ギリシアの沐浴文化については、F. Yegül, *Bathing in the Roman World*, Cambridge 2010, p.41ff.
- ²³ J. W. Hanson, *An Urban Geography of the Roman World, 100BC to AD300*, Oxford 2016.
- ²⁴ Scheidel, *Demography*, in: Scheidel, I. Morris, R. Saller eds., *The Cambridge Economic History of the Greco-Roman World*, Cambridge 2007, p.76f., Map3.2, 3.3.
- ²⁵ Jones, *The Greek City from Alexander to Justinian*, Oxford 1940, p.117; D. Magie, *Roman Rule in Asia Minor*, Princeton 1950, vol.1, p.640f.; D. J. Geagan, *The Athenian Constitution after Sulla*, New Jersey 1967, p.83-85; G. M. Rogers, *The Assembly of Imperial Ephesos*, *ZPE* 94, 1992, p.226; F. Quaß, *Die Honoratiorenschicht in den Städten des griechischen Ostens*, Stuttgart 1993, p.373ff.; N. Vujčić, *Greek Popular Assemblies in the Imperial Period and the Discourses of Dio of Pusa*, *Epigraphica Anatolia* 42, 2009, p.158ff.; H. Fernoux, *Le Demos et la Cité. Communautés et assemblées populaires en Asie Mineure à l'époque impériale*, Rennes 2011, p.191ff., 251ff., etc.
- ²⁶ P. Veyne, *Le pain et le cirque*, Paris 1971, passim. 邦訳は P・ヴェーヌ (鎌田博夫訳) 『パンと競技場ーギリシア・ローマ時代の政治と都市の社会学的歴史』法政大学出版局、1998 年。尚、アミソス市の案件については、(國原吉之助訳) 『プリニウス書簡集 ローマ帝国一貴紳の生活と信条』講談社学術文庫、1999 年、419、426 頁以下。
- ²⁷ ギリシア世界において民会がどこで開催されたのかについては、W. A. Robson, *Political Meeting Places of the Greeks*, Baltimore 1943, chap.III.
- ²⁸ *Mor.*799C. 邦訳はブルタルコス (伊藤照夫訳) 『モラリア 9』京都大学学術出版会、2011 年、194 頁。
- ²⁹ *Mor.*800A. 邦訳は同書、196 頁。
- ³⁰ *Mor.*802D. 邦訳は同書、205 頁。

- ³¹ F. Millar, *A Study of Cassius Dio*, Oxford 1964, p.102ff. アグリッパとマエケナス両名の主要論点については、拙著、2－4頁を参照されたい。
- ³² 民会決議までの過程については、P. J. Rhodes with D. M. Lewis, *The Decrees of the Greek States*, Oxford 1997, p.512ff. ギリシア語碑文では、民会が「デーモス δῆμος」 と頻繁に表記されていたことを増永理考「ローマ帝政前期における公共建築物と都市－エフェソスの碑文史料とディオソ・クリュストモスの弁論を材料に－」『古代文化』70-1、2018年、79頁以下が指摘。
- ³³ 碑文の全文と英訳は Rogers, *The Sacred Identity of Ephesos. Foundation Myths of a Roman City*, New York 1991, App.I. 一方、民会独自の動きについては、Id., *ZPE* 94, p.226.
- ³⁴ A. Zuiderhoek, On the Political Sociology of the Imperial Greek City, *GRBS* 48, 2008, p.419.
- ³⁵ A. Chaniotis, New Inscription from Aphrodisias (1995-2001), *AJA* 108, 2004, p.401, 406-8.
- ³⁶ Zuiderhoek (2008), p.420; Mitchell, Festivals, games, and civic life in Roman Asia Minor, *JRS* 80, 1990, p.186f.
- ³⁷ *ILS* 423; Quaß (1993), p.378.
- ³⁸ *IG* XII 3.325; Quaß (1993), p.373f.
- ³⁹ *ILS* vol.5, p.680.

表1. ローマ帝政前期における浴場遺跡の分布と都市数

イタリア	浴場数:53／都市数:21
西部属州	浴場数:106／都市数:78
東部属州	浴場数:91／都市数:63
イリュリア	浴場数:14／都市数:7
計	浴場総数:264／都市総数:169

表2. ストラボン『地理誌』に登場する地名数

イタリア	257	
西部属州	242	備考:北アフリカ、ブリタニア、ガリア、イベリア、ゲルマニア
東部属州	818	備考:レヴァント、小アジア、ギリシア、エジプト
イリュリア	179	備考:モエシア、ノリクム、パンノニア、ラエティア
計	1496	

表3. 大プリニウス『博物誌』に登場する地名数

イタリア	557	
西部属州	487	備考:北アフリカ、ブリタニア、ガリア、イベリア、ゲルマニア
東部属州	888	備考:レヴァント、小アジア、ギリシア、エジプト
イリュリア	53	備考:モエシア、ノリクム、パンノニア、ラエティア
計	1985	

表4. プトレマイオス『地理学』に登場する地名数

イタリア	417	
西部属州	1107	備考:北アフリカ、ブリタニア、ガリア、イベリア、ゲルマニア
東部属州	1176	備考:レヴァント、小アジア、ギリシア、エジプト
イリュリア	252	備考:モエシア、ノリクム、パンノニア、ラエティア
計	2952	

表5. ローマ帝国の都市数の推移

前100年	822
後1年	1199
100年	1329
200年	1362
300年	1350

*表1はI. Nielsen, *Thermae et Balnea. The Architecture and Cultural History of Roman Public Baths*, Aarhus 1993, 2Vols.から作成。表2～5はJ.W.Hanson, *An Urban Geography of the Roman World, 100 BC to AD 300*, Oxford 2016, p.116f.から作成。

